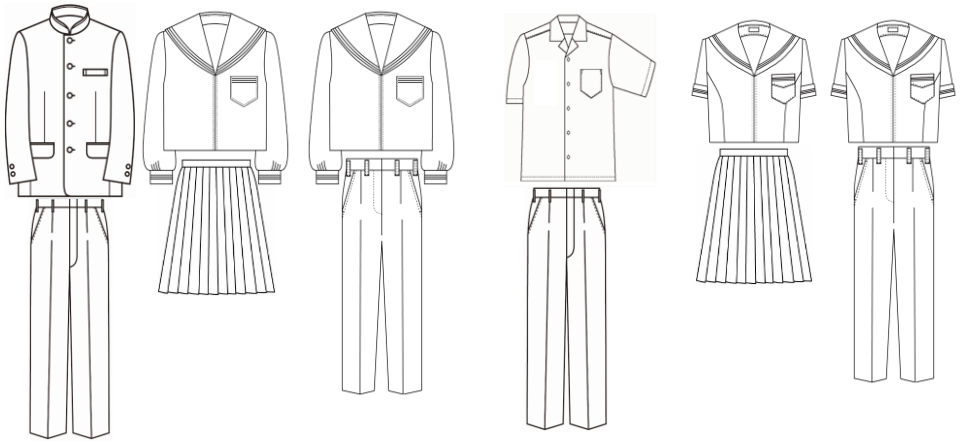
徳島市南部中学校　令和９年度　服装規定

Ⅰ　既存制服について



（１）冬　服・・・移行期間は設けていない。ただし、式典においては（３）を参照

・黒の標準学生服。ズボンは、黒の標準学生ズボン（ノータックまたはワンタックのストレート）
日被連のマーク入りのもの

・学校指定の紺のセーラー服。紺のプリーツスカート、紺のスラックス、緑の三角ネクタイ
「三角ネクタイ」については、ポケットの三本ラインの横に結び目がくるようにつける。

※制服の下は、白・黒・紺・グレーの無地のものを着用し、学生服からはみ出す長い衣類やフード付きのものは不可とする。

（２）夏　服・・・移行期間は設けていない。ただし、式典においては（３）を参照

①　カッターシャツ・ポロシャツについて

・白色無地であること。半袖・長袖両方可とする。量販店での購入を可とする。

・カッターシャツの裾は必ずボトムスの中に入れること。

・ポロシャツにおいては、裾だしでの着用を認める。ポロシャツの裾が極端にはみ出さないように適切なサイズを選ぶこととする。

・中着としては、夏の体操服・白のＴシャツ（白地で柄なし・胸のワンポイント可）とする。また、襟元や袖口、裾からはみ出さないものを着用するほか、フード付きの衣類は不可とする。

②　白半そでセーラー服について（えり、そで口、ポケットに白3本線）

・緑の三角ネクタイを正しくつける。

③　ボトムスについて

・黒標準学生ズボン（ノータック、またはワンタックストレート）

・紺のプリーツスカート、紺のスラックス。

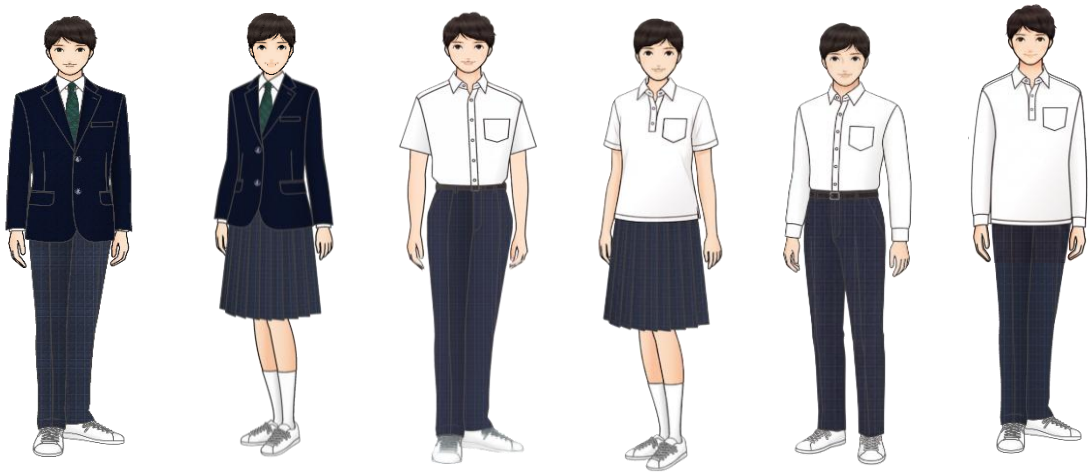
※季節による指定は行わず、通年での着用を認める。ただし、式典においては（３）を参照

（３）式典（始業式など）等での着用ルール

・１学期始業式・入学式・２学期終業式・３学期始業式・修了式・卒業式
学生服・紺のｾｰﾗｰ服＋ﾎﾞﾄﾑｽ（学生ｽﾞﾎﾞﾝ・ｽﾗｯｸｽ/ｽｶｰﾄ）

・１学期終業式・２学期始業式
ﾎﾞﾄﾑｽ（学生ｽﾞﾎﾞﾝ・ｽﾗｯｸｽ/ｽｶｰﾄ）＋ｶｯﾀｰｼｬﾂ・ｾｰﾗｰ服（白）orﾎﾟﾛｼｬﾂ（白）

２　標準制服について



（１）冬　服・・・移行期間は設けていない。ただし、式典においては（３）を参照

指定の標準ブレザー。

スラックスまたはスカート。

必ず指定の標準ブレザーを正しく着用すること。（ブレザーのボタンは２つとも留める）

※ブレザーの下は、カッターシャツまたはポロシャツを着用し、ブレザーからはみ出す長い衣類やフード付きのものは不可とする。

（２）夏　服・・・移行期間は設けていない。ただし、式典においては(3)を参照

①　カッターシャツまたはポロシャツについて

・白色無地であること。半袖・長袖両方可とする。量販店での購入を可とする。

・カッターシャツの裾は必ずボトムスの中に入れること。

・ポロシャツにおいては、裾だしでの着用を認める。ただし、ブレザーを上に羽織る場合は、ブレザーの下からポロシャツの裾が極端にはみ出さないように適切なサイズを選ぶこととする。

・中着としては、夏の体操服・白のＴシャツ（白地で柄なし・胸のワンポイント可）とする。また、襟元や袖口、裾からはみ出さないものを着用するほか、フード付きの衣類は不可とする。

②　ボトムスについて

・スラックスまたはスカート。

※季節による指定は行わず、通年での着用を認める。ただし、式典においては（3）を参照

（３）式典（始業式など）等での着用ルール

・１学期始業式・入学式・２学期終業式・３学期始業式・修了式・卒業式

ブレザー＋ボトムス（ｽﾗｯｸｽ/ｽｶｰﾄ）＋カッターシャツ（白）＋ネクタイ

・１学期終業式・２学期始業式

ボトムス（ｽﾗｯｸｽ/ｽｶｰﾄ）＋カッターシャツ（白）or ポロシャツ（白）

３　共通規定

（１）標準制服と既存制服の組み合わせ着用について

認めない。（例：セーラー服（上服）＋標準制服スカート等）

ただし、ポロシャツのみ既存制服との組み合わせを認める。

（２）ボトムス（スカートの丈、ベルト）について

・スカートの丈については、膝がかくれる程度を基準として、極端に短いものや長いものは認めない。

・学生ズボン・スラックス着用時は、ベルトを必ず着用し、黒色の無地のものとする。

（３）頭　髪

・頭髪は、清潔であり簡素な髪型とする。頭髪の一部を極端に刈り上げたり、伸ばしたりすることは禁止する（例えばモヒカン型等）。

・肩に髪がかかる長さの場合は束ねること、前髪は授業に支障のないように束ねるかヘアピンで留める。髪ゴムやヘアピンは飾りのない黒いもの。

・パーマをかけたり染色・脱色、整髪料の使用は禁止する。

（４）防寒着・防寒用具・・・着用許可期間は例年 11 月～3 月

・形や模様等については、学校が適切と認めた中学生としてふさわしいものとする。

・ジージャン、革ジャンは不可。また、あまり高価なものでないこととする。

・保管は教室のロッカーの中、またはカバンの中とする。また、着用は登下校時とし、教室では着用しない。

・マフラー着用時は、両端が運転や通行の妨げにならないよう注意する。

（５）その他

① 靴下は男女とも白、黒、紺、グレーを基調(ワンポイント、ワンラインは可)とする。膝上のソックス、ルーズソックスは禁止。

② 通学靴は白、黒、紺を基調とする運動靴。靴ひもは白、黒、紺に限る。マジックテープでもよい。ハイカットの靴は禁止。

③ 眉毛を極端に剃ったり、顔、手足の爪等の化粧は禁止する。（リップクリームも色付きは禁止）

④ 通学用かばんは、特に規定はないが学習用具を入れるのに適した通学に安全なもの。

⑤ 安全で健康的な学校生活を送る上で、学校が不要と判断した物は、校内への持ち込みや所持は禁止。

⑥ ピアス等の装飾品は一切禁止とする。

４　名札の着用・取り付け規定（全学年・全制服共通）

衣服の管理の利便性と、制服変更に伴う仕様統一のため、名札の取り付け方法を以下の通り変更します。

（１）取り付け方法の変更について

〇旧ルール：指定位置への「縫い付け」

〇新ルール：在校生（既存制服）も含めた全学年一斉に「クリップ留め」へ変更・統一。

（２）各衣服への取り付け位置について

〇標準制服（ブレザー・ポロシャツ・カッターシャツ）

ブレザー、およびカッターシャツ・ポロシャツの「左胸ポケットの上部」にクリップで固定する。

〇既存制服（詰襟学生服・冬夏シャツ）

従来の縫い付け位置と同様、「左胸ポケットの上部」にクリップで固定する。

〇既存制服（冬夏セーラー服）

従来の縫い付け位置と同様、「左胸ポケットの上部（白三本線の下）」にクリップで固定する。